

第2節 施策の具体的な展開

目標1 高齢者の積極的な社会参加への推進

(1) 交流機会の充実

①高齢者交流事業の推進

- ・ 健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者のスポーツや文化活動の推進を支援します。
- ・ 各世代がお互いに支え合い、地域の中で高齢者と共に生きる豊かな人間関係づくりのため、地域が主体となって取り組む活動を支援します。

②敬老事業の支援

多年にわたり地域づくりに貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、地域が主催する敬老事業の開催などを支援します。また、敬老事業の今後のあり方について検討していきます。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
敬老会対象者数(人)	16,040	16,187	16,268

※75歳以上人口の推計値

③老人クラブ活動の支援

老人クラブが、ボランティア活動などにより地域社会に積極的に貢献し地域活動の担い手として、今後も一層魅力あるものになるよう、その活動を支援します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ会員数(人)	6,867	6,867	6,867

④高齢者の福祉活動促進

高齢者が持つ能力や技術を活かした地域福祉活動の推進を支援します。また、高齢者の介護予防や社会参加活動による地域貢献を目的に、ボランティア活動を評価する介護支援ボランティア制度を平成26年度までに導入します。

目標2 高齢者の健康づくり

(1) 健康づくり・介護予防の推進

①健康づくりの推進

- ・ 市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組めるよう支援します。
- ・ 健康的な生活習慣を確立するため、運動習慣、食生活、歯の健康、禁煙等に重点をおいた取り組みを進めます。
- ・ 高齢者の孤独化等によるうつ病等の発生を予防するため、相談体制の充実を図りこころの健康づくりを推進します。
- ・ 寝たきりや認知症の予防を図るため、循環器疾患を始めとした生活習慣病の予防として、保健・栄養指導の充実、がん検診受診率の向上等に努めます。

②介護予防の推進

○高齢者保健サービス

生活習慣病の予防や健康の維持増進を図るとともに、寝たきり等要援護高齢者をつくらないことを目標に健康手帳の交付、健康教育、健康づくりのための講演会、相談会、訪問指導等を実施します。また、地域が取り組む介護予防活動を支援します。

○高齢者生きがい対応デイサービス事業

要介護等認定を受けていない65歳以上の方に対し、市内のデイサービスセンターで日常動作訓練や趣味活動などを行います。

目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用延人数（人）	7,300	7,300	7,300

○湯のまちホット交流サービス事業

60歳以上の方が4人以上で構成される団体に対し、市と契約した温泉への入浴と休憩を無料で提供します。

目標値	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用延人数（人）	28,330	28,330	28,330

○地域介護予防支援

介護予防のボランティアの養成と育成につとめ、活動のための支援を行います。また、ボランティアのフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図ります。

○介護予防・日常生活支援総合事業

要支援・二次予防事業対象者に対して、配食や見守りなどを組み合わせた介護

予防・日常生活支援総合事業（略称「総合事業」）について調査研究していきます。

（２）認知症支援対策の充実

①認知症に関する知識の普及

認知症に関する正しい理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」等の開催を支援します。

②認知症の早期発見及び治療の推進

認知症の早期発見、早期治療のため、保健・医療・福祉関係機関の連携を図っていきます。

③関係機関とのネットワーク推進

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした関係機関によるネットワークづくりと、認知症高齢者と家族への支援体制づくりを推進します。

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の充実

本計画の前倒し整備として、3施設27床を整備しました。

目標3 安心して生活できる環境づくり

(1) 生活を支援するサービスの充実

①情報提供・相談体制の充実

- ・ 高齢者福祉サービスやボランティア活動、福祉施設などの周知に努めます。
- ・ 介護情報の提供と日常生活の悩み相談が身近で気軽に受けられるような地域包括支援センターづくりにさらに努めます。
- ・ 介護者教室等を開催し、介護者の情報交換や介護者同士の交流の機会をつくります。
- ・ 市民の緊急時対応のため、緊急・救急医療情報提供事業（安心キット）をより多くの市民に利用してもらうよう事業周知を継続して行います。

②生活支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

○軽度生活援助事業

日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活の支援を行ないます。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	160	180	200

○高齢者福祉タクシー券事業

80歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者福祉タクシー券を給付し、高齢者の社会参加を促します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	1,100	1,210	1,330

○高齢者住宅改造事業

要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、自宅で日常生活を送るために必要な住宅改造（手すりの設置、段差解消等）経費に対して補助します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	30	30	30

○緊急通報装置設置事業

発作性の疾患があるなど、緊急時の通報手段が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時の通報手段を確保します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置件数 (件)	220	220	220

○ひとり暮らし高齢者等連絡員事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、毎日の見守りや急病や災害時に対応するための連絡員を配置します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	40	40	40

○老人等日常生活用具給付等事業

心身機能の低下により、防火等への配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の利便を図ります。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	35	35	35

○寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等を対象に、掛け布団、敷布団、毛布の洗濯・乾燥・消毒にかかる費用を年2回まで補助します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延人数 (人)	18	20	22

○訪問理美容サービス事業

散髪等に行くことが困難な寝たきり高齢者等に対し、自宅で散髪等を行なえるよう、理・美容師が訪問する際の出張費を年6回まで補助します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延人数 (人)	15	15	15

③施設サービスの充実

○養護老人ホーム

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に、入所による適切な施設サービスを提供します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入所者数 (人)	85	85	85

○ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安のある高齢者が自立した生活を送ることができるよう、入浴や食事など日常生活上のサービスをする施設情報を提供します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定員数 (人)	131	131	131

○有料老人ホーム

入居者が、安心して快適に生活を送ることができるよう、必要に応じた適切なサービス情報を提供します。

目標値	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定員数（人）	57	57	57

（２）高齢者権利擁護体制の充実

地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉・介護をはじめ、警察、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、高齢者の権利擁護体制を充実していきます。

①高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 高齢者の人権や虐待防止について、市民や関係機関への啓発に努めます。
- ・ 関係機関や専門機関との連携を深め、高齢者虐待を早期発見し、適切に対応していきます。

②成年後見制度等の周知と利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を図り、適切な制度利用ができるよう支援します。

③消費者被害の防止

- ・ 消費者被害を未然に防ぐため、関係機関や民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と連携を図り、市民への情報提供と注意喚起を図ります。
- ・ 被害事例を把握した場合は、市民生活総合相談センター等専門機関と連携し、解決に取り組みます。

（３）地域での見守りのしくみづくり

- ・ 高齢者の生活を包括的・継続的に支えるため、さらに地域に根ざした地域包括支援センターづくりに努めます。
- ・ 高齢者を地域で支えるしくみづくりに、関係機関と連携しながら取り組みます。

①地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターの4事業

- ア) 介護や高齢福祉などについてのさまざまな相談に対応します。
- イ) 要支援の認定を受けた方の介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービスの利用ができるよう支援します。また、生活機能に低下が見られる方に対しては、各種サービス利用についての相談、調整を行います。
- ウ) 高齢者の権利と尊厳を守るため、成年後見制度等の相談や高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。
- エ) 高齢者が暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを進めます。また、地域の介護支援専門員の資質向上のための支援及び個別事例に関する支援を行います。

- ・ 地域包括支援センターの4事業について市民に啓発するとともに、総合相談窓口としての機能性を高めていくため、平成24年度から花巻市社会福祉協議会に委託を一元化します。

地域包括ケアシステムの構築

平成18年度の介護保険制度改革では、地域包括支援センターの創設のほか、新予防給付・介護予防事業の創設、地域密着型サービスの創設など地域包括ケアに関する改革が行われました。

今期の計画においてはさらに、この地域包括ケアを高齢者の生活を支援する視点から、互助・共助に関わる多様なサービスを提供していくシステム構築に取り組み、高齢者が住み慣れた地域や自宅で安心して生活し続けられることを目指します。

- ・ 地域包括支援センターは、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどの包括的な支援（地域包括ケア）によって、高齢者への日常生活の安心・安全・健康を確保するため、医療機関をはじめ関係機関との連携をさらに深めていきます。